

14 番（小川義昭議員）

今 12 月会議における最後の質問は、立地適正化計画の誘導区域についてであります。まず、立地適正化計画における区域設定についてお伺いします。

今年 3 月に白山市立地適正化計画が策定されました。

立地適正化計画とは、一言で言えば、人口が少なくなった分、まちをコンパクトに小さくまとめて、人々の住まいを安全で快適に暮らしやすくするために生活サービス施設などを利用しやすい場所に集中させる計画であります。

立地適正化計画には、都市機能誘導区域と居住誘導区域が設定されており、都市機能誘導区域とは、人が集まりやすい場所に市民の皆さんの生活が便利になる病院やスーパーマーケットなどの施設を誘導する区域のことです。

また、居住誘導区域とは、人口減少にあっても、人口密度を維持するために、人々の住まいを安全で暮らしやすい場所に誘導する区域のことです。

本市では、この立地適正化計画に基づき市街化区域内に都市機能を誘導する都市機能誘導区域及び居住を誘導する居住誘導区域を設定し、それぞれの区域に応じた市街地形成の推進及び維持を図っています。

そこで質問いたします。

昨年 11 月議会で質問しました中央病院増改築計画における対象敷地は、今年 3 月に作成された立地適正化計画の人が集まりやすい場所に市民の生活が便利になる病院などの施設を誘導する都市機能誘導区域に該当するように思われますが、本市の立地適正化計画に設定された松任地域の誘導区域には含まれておりません。当然、中央病院の増改築が計画されていたことを承知していたと思いますが、見解をお伺いします。